## 第4回戸籍システム検討ワーキンググループ 議事要旨

- 1 日 時:平成27年10月15日(木)15:59~18:01
- 2 場 所:法務省民事局会議室
- 3 出席者:安達座長,石井委員,遠藤委員,折笠委員,小松崎委員,酒井委員,高 橋委員,高柳委員,平野委員,内閣官房社会保障改革担当室 中井主査, 手塚オブザーバー
- 4 概 要:法務省から,配布資料に関する説明を行った後,自由討論が行われ,大要,以下のような指摘等がされた。

## 【戸籍情報保持形態の比較検討について】

- 戸籍の届出の際に、実際に起こった不正や大きな不都合といった事例があれば 教えてほしい。悪意を持って不正に何かをしようとした事例や、処理がうまくい かなくて大きな被害をもたらしたような事例があれば、システムを考える際に参 考になる。
- ・ 非本籍地で受理した届出については、本籍地に届書を送付するときに郵送で送るので、どうしても郵送事故のリスクがある。その場合、片方の戸籍では反映されていても、もう片方の戸籍では反映されていないといったようなケースはあり得る。ただ、現在でも、郵送事故を防止するための措置として、市区町村間で到着通知などを出したりして、過誤が起こらないようにはしている。
- ・ 戸籍の情報が一元化,又は一元化しないにしても何らかの形で連携していれば, 届出を受け付けたという情報を共有して,届出の内容が戸籍に記載されるまでの 間,証明書の発行を抑止するという仕組みも可能になる。
- 遺産を横取りしたいときに、死にかかっている人に言い寄って養子になるという話を聞いたことがあるが、例えば、死亡届の処理を少し遅らせることによって、 そんなことができる可能性はあるのか。
- ・ 死亡の事実が証明書等で明確となっている場合、その日以降の養子縁組は関係ない。死亡届はいつ死亡したかという証明書が通常添付されており、時刻が書いてあるし、戸籍の窓口でも届書にタイムスタンプをしている。ただし、死亡日時と養子縁組の届出の日時が「分」まで一緒の場合は、どうかということにはなる。
- ・ 遺産目的の養子縁組等の場合、最終的には縁組意思があったのかどうかという ところになるので、そこはシステムの外の世界として、裁判手続の中で確定をす るのが通常である。
- 株取引のシステムや銀行間のお金のやりとりのシステムのように,リアルタイムで正確に情報を管理しなければいけないという要求仕様で作るのか,もう少し緩やかな要件で作るのかによって,システムのセキュリティに対する要求要件は変わってくる。
- ・ 戸籍について、金融系のようなリアルタイム性は必要ないのではないか。データのシンクロナイズをするというのは、通常は非常にコストがかかるが、あるトランザクションが発生し、推移中であるというステータスだけは全部分かるようにしておくとか、そこについては新規のものは受理できないような状態にしておくとかであれば、コストを下げることも可能ではないか。

- システムを考える際には、悪意を持って何かをしようという人に対して隙をつくらないといったことは、相当厳密にやらなければならない。社会情勢的にも、想定外というセリフは言いにくいので、実際に実務に携わっている経験豊富な方の知見を集めて、今、考え得る中で最悪のケースを想定し、それに対して対策の道筋を記録に残しておく必要は感じる。
- 戸籍関係の手続の部分だけをユースケースとして考えても、それ以外のシステムとの連携をどのようにすればいいかということを考えないと、悪用されるかどうかは判断できない。現時点では外側とどうつなげるべきかという議論がまだ進んでいないので、調査の結果等も踏まえ、少しずつ煮詰めていくしかないのではないか。
- 個人的な経験を言うと、親子関係を証明するのが結構難しく、それを証明することができるのは戸籍しかないのではないかと思う。例えば、扶養手当等の手続では、親子関係を証明することが結構重要であり、戸籍のデータがきっちりしていることが大前提になるので、いろいろな問題が戸籍のシステムの方に来てしまう可能性があるのではないか。今後、具体的に他のシステムとの連携を考えるときに、今あるデータをそのまま寄せ集めれば何とか動くのか、そのデータをきれいにしたり、紐付けたりしないと、いろいろな不都合が起こるのかというところをきちんと評価しないといけないのではないか。
- ・ 戸籍データで親子関係を証明する際,連携に際して,どの部分の情報が必要な のかというのは非常に難しい問題であり、今後検討を予定している。
- 分散管理で、今までのシステム形態の延長線上の場合、イメージはしやすいが、 住基と戸籍は結構違うところがある。ユースケースという観点から見ると、戸籍 情報の一元管理がシステム的には良いと思うが、データのクレンジングやセット アップのところがかなり大変になるのではないか。
- マイナンバー制度は分散管理で国の監視は最低限にということで進められて きたと思うので、データが国のセンター施設で、一元化されるとなると、そこは 大丈夫なのか。
- ・ セキュリティについては、現状、各市区町村ごとにバラバラのレベルでやっているので、それを一元化することによって統一的なレベルで管理できるという利点もある。
- ・ マイナンバーには情報提供ネットワークシステムという一つの線があって、そこに、年金や税金といったいろいろな業務が刺さっているようなイメージで、それぞれの業務データは分散管理しているという考え方になる。そうすると、戸籍というものを年金や税金といった塊で見たとき、その中をどうするかは、マイナンバーとは別の議論で、戸籍の問題として分けなければいけない。その後、マイナンバーと連携するという話については、一つの戸籍という塊をつなぐという考え方で良いのではないか。

○ システムを考えるときに、セキュリティ対策というのは、非常に大事になっている。実際にネットワークの構成をどうするとか、分散するとか、集中するといったことは、セキュリティ対策も合わせて考えなければ決められない。セキュリティについて、何を大切な要件として考えたというところが提示されないと、善し悪しを判断しようがない。

## 【戸籍情報の利用実態等に係る本調査の実施について】

- 関係行政庁等にヒアリングをするということだが、相続の際には金融機関等も 戸籍をチェックしている。そういうところまで、調査を広げる予定はないのか。
- ・ 民間企業への調査も予定しており、どのタイミングで着手できるか検討している。銀行や保険会社等は、いずれヒアリングしていきたいと考えている。
- 利用者が、戸籍の手続のためにどれぐらい時間をかけているかという観点の調査についても、やり方を含め、検討しているところである。
- 調査内容が多岐にわたることもあり、調査を行うに当たっては、趣旨や目的等いろいろなことを丁寧に説明しなければならないと思う。調査の対象先においてマイナンバーについて、いろいろ整理した上で把握しているとは思えない状況なので、戸籍システムの在り方等について国の方針が決まったという様な誤解を生まないように注意した方が良い。

以上